

# 北野天神縁起絵巻と孝養報恩

— 靈験譚「銅細工娘の段」の成立 —

上園 孝弘

〔抄録〕

本論は、北野天神縁起絵巻における靈験譚「銅細工娘の段」の内容を紹介し、詞書と場面絵を総合的に読み解くことにより、靈験譚が担った役割について考察した。

北野社の帰依・崇敬をより強固なものにするため『建保本』にて増補された靈験譚「銅細工娘の段」であった。これが、父母の孝養報恩、追善供養という日々の実践を、天神の利生による至福として結びつかせ、中世の人々が北野社への帰依を寄せるという機能を果たしていたのである。

また、「銅細工娘の段」で強調される仏事・儀礼が、『平家物語』、

『御成敗式目』にも共通した思想である忠孝にあることにより、天神信仰の展開が中世民衆、武家社会に受け入れられるように仕組まれていたことを明らかにした。

天神信仰の特色は、中世の人々の願いとしての至福が、当時最も身近な関係であった親子関係を対象とし、孝養報恩という日々の実践を仏事という儀礼を例に、それが天神の利生であるということを説いたのであった。

キーワード 靈験譚、孝養報恩、銅細工、参籠、忠孝

はじめに

北野天神縁起（以下「天神縁起」と略す）についての先行研究は、序文冒頭の詞書を甲・乙・丙の三類に分類することから始まり、主にその成立過程や諸本間の関係を探るにとどまるものであった。

一方、これに対し、天神道真を権者の化現とする王城鎮守神として位置付け、天神縁起の伝播が神祇信仰のみの展開ではなく、念仏信仰を中心とする仏教思想の普及の面からの考察もある<sup>1)</sup>。これは、念仏による往生を説くことが天神信仰の特色として展開していたことを明らかにしたものであった。

ところで、周知のように天神縁起制作の目的は、北野社への帰依・崇敬をより強固なものにすることであった。そのためには、天神縁起により北野社の靈験を強調する必要があるためである。

天神縁起諸本中、最古の成立とされているのは『建久本』である。これは、絵巻成立以前のもので詞書のみのものであった。そして、その後登場したのが『建保本』であった。同じく詞書のみのものであり、建保年間(一一一三―一一一九)の成立とされている。

この『建保本』には、『建久本』の内容に増補された靈験譚「銅細工娘の段」がある。その内容は、ある銅細工の娘である姉妹が、継母の虐待に耐えきれず家出し、北野社に参籠することにより天神の靈験を蒙り、大國の受領に出会うことでその御前となり幸福になったという話である。

「銅細工娘の段」で強調されるのは、父母への孝養報恩であった。

身一つで家出した姉妹は北野社に参籠し、亡母への孝養を唯一の願いとした。しかし、幼き姉妹にはどうすることもできず、その身を嘆き天神に祈ったのである。そして、

うせにし母の孝養報恩もかなはず、かくてはつへき身ならば、すみやかにいのちをめすへきよしまてそ(『弘安本』)、

と母の孝養報恩ができないことは恥ずべきことであり、速やかに命を召せと天神に要求している。

この願いに感応した天神の靈験により、大國の受領である播磨守有忠と出会うこととなり、姉妹は幸福の身となった。このことを天神縁起は、天神の御利生によりてこの女播磨守の妻となりて、おもひのま、にさかえて、父母のために堂塔をたて、種々の善を修して、のちには

出家して発心の思ひに住して往生をとけにけり(『津田本』)。と語り、天神の靈験利生は、仏教における善根によるものであることを強調している。

このように天神縁起靈験譚は、父母の孝養報恩、追善供養という日々の実践を、天神の利生による至福として結びつかせ、中世の人々が北野社への帰依を寄せるという役割を担っていたのである。

本稿においては、「銅細工娘の段」における①「姉妹虐待」、②「姉妹参籠」、③「姉妹受福」、の三場面について、諸本の詞書・場面絵を総合的に読み解く作業を行い、天神縁起が説こうとした仏教思想や儀礼について検討する。

そして、天神信仰の特色は、念仏による往生を説くもののみならず、中世人の日々の願いとしての至福が、人間の最も身近な関係である親子関係の中で説かれる孝養思想に影響されたものであったことを明らかにしたい。孝養報恩による至福が、天神の靈験であると強調することで、天神縁起絵巻が担った布教・教化面での役割を探る。

## 第一章 銅細工娘の段

### 第一節 姉妹虐待

天神縁起が絵巻物として制作される前に、既に縁起本文が存在していた。この最古の縁起が、京都北野天満宮所蔵の五條菅家本『天神記』である。これは、北野天満宮の社僧宗淵が文政年間(一八一八―一八三〇)に編集した『北野文叢』に収録されたもので、巻首をはじめ若干の欠脱はあるが、「建久五年十月廿四日書写了」の奥書がみられる

ことから、建久五年（一一九四）書写の最古本と目されるようになり、『建久本』と呼ばれた。

この『建久本』の成立からおよそ二十年余を経て登場したのが、『建保本』である。こちらも『北野文叢』に収められ、序文には「一条院の御宇、寛弘元年甲辰十月廿一日辛丑の日、はしめて行幸なりしより、建保のいまにいたるまで、」とあることから、建保年間（一一二一—一二一九）の成立と考えられており、現在の神宮文庫に伝わったものとされている。

内容は『建久本』とほぼ同様であるが、巻末の「仁和寺阿闍梨」の段後に、「仁和寺念西」・「銅細工娘」の二話を追加挿入している。

縁起本文のみの『建久本』、『建保本』が、いずれも原本を失い後世の写本の形で遺されたのに対し、制作当初のまま現存する最古本として、北野天満宮に伝わる『承久本』がある。絵が加わって天神縁起絵巻となったのもこれが現存する最古本である。<sup>3)</sup>『建久本』を増補して成った『建保本』の内容構成は、『承久本』制作以降の天神縁起絵巻の基本形となった。<sup>4)</sup>

「銅細工娘の段」は、①姉妹虐待、②姉妹参籠、③姉妹受福、の三部から構成されている。以下、『建保本』を中心にその内容を紹介する。<sup>5)</sup>

まず、姉妹虐待導入部分では、

白河院の御宇、承保二年の頃、西七條よろしきあか、ね細工ありけり。女子二人ぞ侍ける。十二と十四と申けるとき、母わづらひて、いまはかざりにおぼえて、たのみなく侍ければ、

と、この話を白河天皇の御宇である承保二年（一〇七五）、京西七条で

の出来事としている。ある銅細工に二人の娘がいて、姉は十四歳、妹は十二歳であった。その頃、娘たちの母は重い病を患い、いよいよ助かる見込みもなくなっていた。そして、亡くなる直前、夫である銅細工に対して、

あとの事など申おきけるに、このむすめどもを、たくひなくいとおしく思ひて、男に呉々契申けるは、あなかしこ。此子どもものともかくもありつかんほど、ま、母に見せたまふなどなく／＼いひて、つゝみにむなしく成にけり。

と二人の娘の将来を案じ、父親である銅細工に対し娘たちが嫁ぐまで、つまり将来の生活の安定が図られるまでは後妻を迎えないでほしいと、泣きながら頼み約束をした。しかし、

男は契をきし事をもわすれけるにや、そのとしほどなく妻をなんぐしたりけるが、昔もいまもなさぬ中のならひにて、此ま、子をあながちににくみけり。はては食事をあたへずして、命をた、むとぞしける。

と銅細工は妻の死後、すぐに後妻を迎えたのであった。

《参考》約束したにもかかわらず、姉妹の父親である銅細工は約束を破ってしまった。こうしたことを『弘安本』では、「それともその夫、世のならひなれば、いくほともなくて妻をなんまうけてけり。」としており、「世の習い」とするのは、後妻をもらうことが当時の社会ではごく一般的なことであったものと推測できる。

そして、継母はことさらに姉妹を憎んだとしている。このように義理の親子の関係は、古今を問わず険悪なものであり、継母、継娘の仲につ

いての当時の世相を表現していることが読み取れる。

また、継母は、ことあるごとに姉妹に対して辛くあたった。「はては食事をあたへずして、命をたゝむとぞしける。」(『建保本』)、「或時は四五日なども食事をあたへすいのちもたえぬへき。」(『正嘉本』)とあり、ひどいときは、四五日も食事を与えず、命を絶とうとしたとある。

この「銅細工娘の段」の場面絵については、『建保本』は詞書のみのものであるため、『荏柄本』をみていく。

同本は、もとは鎌倉市荏柄天神社に伝来した『荏柄天神縁起』(三卷)である。同社については、『吾妻鏡』にも記載が多く、建仁二年(一一〇二)九月十一日条に、同社の祭に大江広元を奉幣使としたなどの記載もあり、また、幕府の鬼門の鎮守として崇敬されていたと伝えられているものである。

その場面絵の前面には、仕事場らしき部屋にて作業をする銅細工が描かれている(図1)。そして、隣室には、火鉢の前に座り険しげな表情をみせる継母が描かれている。一方、その部屋の隅には、しょんぼりと座り込む姉妹の姿を描いており、背後には調理中の厨房を表わしている。この情景は、同本詞書の「四五日物をたにもくわせずなんして、いのちをたゝんとんしけり。」を表わしており、継母が姉妹を暖かな火から遠ざけ、さらには食事も与えず、命を絶とうとしている虐待の様相を強調している。

《参考》同場面の絵について他の諸本をみると、『松崎本』、『根津本』、『光信本』、『宮内庁六卷本』には、作業中の銅細工と同じ部屋に居る継母が描かれている。そして、継母の前の釜で煮炊きする少女の



図1 部屋の片隅で虐げられる姉妹(『荏柄本』)

姿と、その少女にしがみつくと生まれて間もない赤子を描いている。この赤子は、銅細工と継母との間に生まれた子どもであることを絵は物語っており、これらが暖かそうな同室に描かれる一方、姉妹は離れた別室で寂しそうな表情で描かれることが、姉妹の置かれた虐待の状況を一層強調している。

## 第二節 姉妹参籠

「姉妹参籠」は、姉妹の北野社参籠を描く場面である。

さすがは人のうさもつらさも思しらぬほどの身にてもなければ、このありさまをふかくうらめしくおもひて、せんかたなきあまりに、姉妹とも北野に参籠して、

と虐待に耐えかねた姉妹は家出し、北野社に参り籠った。姉妹は、「夜ひるなみたをなかし、天神たすけさせ給へとうれへ申て、」（『荏柄本』）、天神に対して昼夜泣きながら祈ったとし、天神の靈験を得るための参籠の重要性を強調している。

そして、

夜もすがら肝たんをくだきつ、我身の前世の果報のつたなきゆへに、ものをおもはぬひまなきにつけては、わかれし母の事のみこひしく、あさゆふなれし面影は、身をもはなれぬに、いとせきかぬる涙の色は、よその袖までもとこそくぞ侍る。

と、この状況の原因を、前世の果報がつたないためだと説明している。

一方、『弘安本』では、  
よるひるなみたをなかしつ、宿報のつたなき事、母にとく喪せる

口惜さなどを思つ、けて天神たすけさせ給へと申あたり、と語られている。

これは、姉妹がこのような状況にあるのは、宿報がないこと、つまりこの原因を、前世での報いであるという仏教思想を抛り所とした有様だと強調しているのである。

さらに、姉妹は天神に対し、

ねがはくは天満天神あはれみをたれ給て、人となる身となし給ひ、は、の孝養はうおんをもいたすほどの利生をあたへおはしませ。

と願った。また、「うせにし母に孝養報恩をもせぬ程の身ならば、いちをめせと申ける程に、」（『荏柄本』）と、姉妹の残された願いは、もはや亡母への孝養報恩のみであった。

「孝養報恩」とは、亡くなった親の恩に報いるための礼拝、布施、法事等を行うことである。姉妹は亡母への孝養報恩ができないこの現状を、もとよりまた佛神の御めぐみにももれて、この身にてはつべきならば、いまの程にも命をめして、と嘆いたのである。

また、『弘安本』でも、

うせにし母の孝養報恩もかなはず、かくてはつへき身ならば、すみやかにいのちをめすへきよしまでぞ。

としているように、亡母の孝養報恩をできぬことを、恥ずべきことであり、速やかに命を召せと天神に要求している。

さらに、命を召された後については、「後生をたすけ、母とひとつはちすにみちびき給へとぞ折請申ける。」と述べ、後世は母のいる浄土へ

導いてほしいと願っている。『佐太文安本』でも、母の孝養報恩をもいたすほどの利生をあたへおはしませ、もとよりまた仏神も御めくみにももれて、この身にもはつへきならば、た、いまの程に命をめして、後生をたすけ給て、母とひとつはちすにみちひきたまへとそ祈せひ申ける。

と、天神に祈ったとしている。姉妹は、亡母への孝養報恩を第一の願いとし、それが叶わぬのであれば、せめて亡母と同じ浄土へ導いてほしいと天神に要求したのであった。

《参考》こうした親への孝養報恩に対する想いが、中世の人々の思想として一般的に浸透していたことは、『神道集』の諸社の縁起における「継子譚」からも窺い知ることができる。

「二所権現の事」では、源中将尹統の娘である常在御前は幼き頃に母と死別し、後に継母と共に暮らすことになった。そして、常在御前とは腹ちがいの妹、霊鷲御前が生れることにより、継母は常在御前をついには殺そうと思うまで憎むのである。そして、殺されそうになった常在御前は、「あひがたき今の住みかは限りにて、迎へたまへよ同じはちすに。」と、海へ身を投げようと決心し、亡き母に冥途に迎えるよう祈るのであるが、「南無千手千眼大円満」と、年来の間、祈願している観音を一心に念誦し続けることによって助かったのである。<sup>7)</sup>

銅細工の娘である姉妹の命がけの参籠祈請に対して、天神の靈験があったかとなった。天神は託宣で、

かの御託宣にも、我身のうれいはさる事なれども、おさなき身のほ

どにて、孝養の志ふかきによりて、たちどころに感應ありとぞしめし給ひける(傍線筆者、以下同)。

と姉妹の熱心な孝養の心掛けに感應したのであった。

《参考》この託宣について、『荏柄本』では、「孝養の心さしねんころなりとて感應ありて我まほりさいわうへしとそ仰られける。」と語られている。

天神の感应により、姉妹は、同じく北野社に参籠していた大國の受領、播磨守有忠(以下「有忠」と略す)という人物に出会うこととなる。そこで有忠は、姉妹の様子を怪しく思い、その子細を聴いて驚いた。そして有忠は、

いかにも見すてがたく覚ければ、行すへの事までもねんごろに契かたらひつ、二人ながらむかへとるべきよしなど、さまざまいひおきて出にけり、まことにたのもしくぞ侍る。

と姉妹のことを哀れに思い、二人を迎えることとし、その将来を保障したのである。

姉妹参籠の場面絵では、妹らしき少女が、袈裟姿の社僧と共に合掌し祈る姿が描かれている(図2)。これは、北野社における参籠が、社僧ら仏教側からの行為であることの強調と読み取れる。

そして、社縁側では、郎従等を従えた有忠とみられる人物と、姉らしき少女が話し込んでいる姿が描かれている。これは詞書の「行すへの事までもねんごろに契かたらひつ、」という場面である。また、有忠の所有と思われる馬が付近に描かれている。これは鞍などの装備から名馬の風格を備えているように描かれており、有忠の裕福振りを想像させ

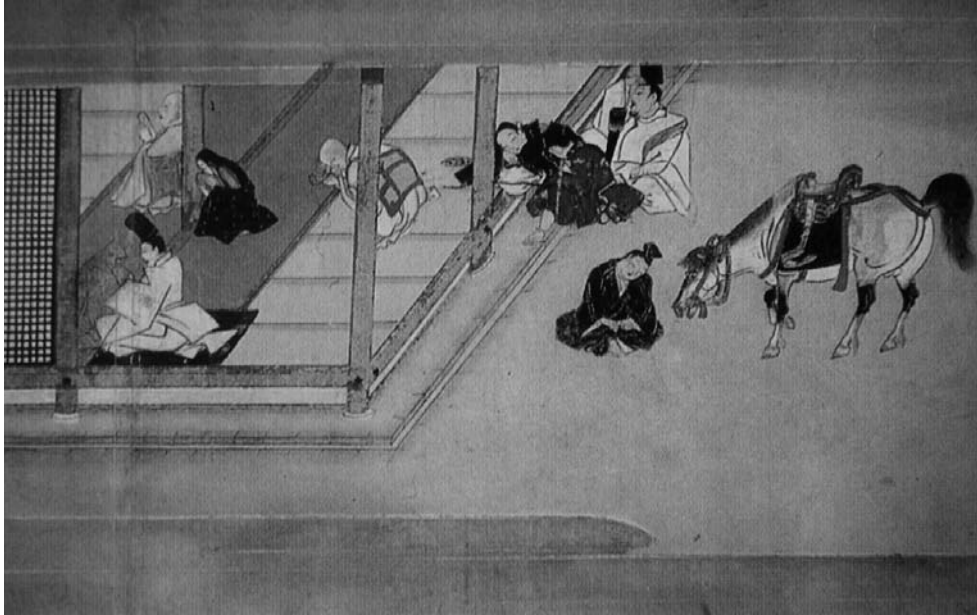


図2 社僧と共に参籠する姉妹 (『荏柄本』)

ている。

また、傍らで郎従と思われる人物が眠っている姿は、他の社寺縁起にもみられる様相である。これは、参籠が昼夜にわたることを表しており、心身ともに疲れ果て、夢遊状態になった時に、神仏が身近に現れて託宣を下すという時間的経過を表現していると考えられる。

この姉妹の北野社参籠の場面は、幼き哀れな姉妹が継母により虐待を受ける日々から抜け出し、有忠と出会い幸福となっていく過程において、天神の靈験を強調するためにはなくてはならないものであった。

ここで強調しておきたいことは、天神縁起作者は、この姉妹の願いが虐待の現状から逃れたいということよりも、亡母への孝養を強く願っていたことを強調したかったということである。

### 第三節 姉妹受福

幼き姉妹の行く末を哀れに想い、その将来を約束した有忠であったが、この播磨守いまださりぬべき妻室もなかりければ、かばかり神慮にかなひたらんものこそ、行すゑもたのしかるべけれど、姉をばきたのかたにぞ定めける。

と有忠は姉を妻に迎えた。そして、妹は、  
妹をば宮仕をさせける程に、これもやんごとなき人におもはれたてまつりて、

と貴人の邸宅へ出仕することとなり、高貴な人物に見初められた。

《参考》千葉県安房郡富山町平久里の平久里天神社に伝来する『平久里本』では、

おと、をは宮つかへせさせけるほとに、宮うみまいらせなとして、めてたくさかへて、

と宮中へ出仕し、宮を生んだとある。

そして、

ともに身をかへたるごとくさかへ、めでたかりければ、思のごとくにて、母の孝養をぞいたしける。

と姉妹共に変身したかのようにめでたく栄え、天神に祈ったとおりに母の孝養報恩をすることができた。

さらに姉妹は、亡母との約束を破った銅細工に対して、

父もいやしき身なれども、親子のむつびをこたる事なく、心ざしをはこびければ、見る人きく人めでうらやみけり。

と有忠のおかげで裕福となった後も、銅細工である父と親しく親子の睦びを交わしたとある。

こうして北野の利生によって有忠の御前となった姉は、

北野の御利生によりて、此むすめ播磨守の御前になりて、思のま、さかへて、父母のために堂塔をつくりて、後には出家して発心の心にちうして往生をとけてけり (『荏柄本』)。

と父母のために堂塔を建立し、後には出家した。「姉妹参籠」の場面の詞書にあるとおり、かねてより姉妹は、母の孝養として追善供養をしたいと望んでいたのがあった。そして、有忠との出会いにより、その北の方と宮仕となって幸福となった姉妹は、「めてたくさかへて、父母の孝養おもふさまにそし侍ける。」(『平久里本』)と、母のみならず、母との約束を裏切った父も含めた孝養を行ったとしているのである。

《参考》このことは、両親への孝養報恩を説くものである。『根津本』

にも、「目出くさかえて、現世の父、他界の母、思ま、に孝養してけり。」と、父母に対する生前、没後の孝養を説いている。

その後、出家した姉は往生を遂げたのであった。兵庫県姫路市津田天満神社に伝来する『津田本』では、

天神の御利生によりて、この女播磨守の妻となりて、おもひのま、にさかえて、父母のために堂塔をたて、種々の善を修して、のちには出家して発心の思ひに住して往生をとけにけり。

「種々の善を修し」たとあり、天神の靈験利生が、仏教による善根に結びついたこと暗示している。また、

天神の利生方便によりて、この女大國受領の北方となりて、子孫繁昌し家門栄耀にほこりて、父母の至孝思ひのことくとけ、堂塔をつくり佛事法事をいとなみて、後には発心出家して、往生極楽の本意をとけてけり (『松崎本』)。

と、天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹は、仏事・法事という善根を積む事ができ、それが往生極楽につながったとしている。

この「姉妹受福」の場面絵では、有忠邸での優雅な暮らしぶりを表わしている (『スペンサー本』)。画面右手に配した一室に有忠夫妻の食事の様子を描いており、隣室には相伴する家来たちの姿が描かれ、給仕の侍女らが忙しげに往復する様子を表わしている。また、庭では犬が食べ物求めて近寄って来ており、手前の門からは内部を覗きみる人物も描かれている。これらは、日々の食事に対する執着が、中世の人々が願っていた繁栄として描かれているものの現れであり、天神の加護を得ると



このような繁栄に預かるものだとということを強調して説いていることが読み取れる。

さらに注目すべきは、父母のために「堂塔」を作ったことである。『荏柄本』のこの場面絵の左端には、姉が建立したと思われる堂塔が描かれている。同場面には、庭先に引かれた名馬二頭も描かれているが、名馬は家の繁栄を表わしており、それが父母の堂塔建立によるものであるということの強調が窺い知れる。また、堂塔の脇には、袈裟姿の僧侶の姿が描かれており、詞書にあったように父母の追善の仏事法事という種々の善根が、家の繁栄につながるということを説明しているのである。

## 第二章 靈験譚と孝養報恩

### 第一節 継子譚と參籠

姉妹が主人公となる「銅細工娘の段」の話の形式は、継子譚、いわゆる継子物である。継子物といえ、前章においても述べたが、『神道集』「二所権現の事」での継子は常在御前、すなわち娘（女性）である。室町時代に成立したとされる室町物語の一つ「岩屋の草子」も継子物である。主人公である対屋の姫が、継母の奸計により沖の孤島に置き去りにされながらも、実母の霊の励ましと観音信仰により助けられ、後には二位の中將の妻となり、一族は栄えたという話である。

これらは、継子である娘を主人公とした継子物に共通した話の形式といえよう。

天神縁起「銅細工娘の段」においても、姉妹（女性）が継子としての受難に対して、北野社に參籠し天神に祈請することによって、大國の受

領の御前となり一族が繁栄し、後には出家し往生を遂げるということは、継子譚の説く女人往生に共通するものである。

『松崎本』は、山口・防府天満宮（松崎天神）に伝わるもので、当地の土師氏が願主となって、応長元年（一三一一）松崎社に奉納されたものである。同本には「銅細工娘の段」の後段に追加された「女房受難の段」がある。この話の内容は、人の子を宿した女房が、

なけきのあまりに、丑時まいりといふ事をはしめて、卅三日北野へ  
まいりていのり申ける程に、日かす、てにみちぬれと、

北野に祈請し、満願の日の帰途に盜賊に殺されかけるが、天神の加護により、

腹の内の子やすくとうまれにけり、さてあたりを見ませは、さ  
しもおそろしけなりつるものとも一人もなく、かきつけやうにうせ  
にけり、この女房うれしともかきりなくて、

と盜賊は消え去り、その場でやすやすと出産できたという話である。

こうしたことから、天神縁起制作者は、「銅細工娘の段」、「女房受難の段」のように女人受難に対しての、天神の救済という段を設けることで、天神信仰の展開において、さらなる信者獲得を期待したのではないだろうか。

ここまでは、姉妹の継子という境遇についての考察であったが、もうひとつ、姉妹が天神に祈る行為、すなわち「參籠」という問題がある。

姉妹が北野社に參籠して天神に祈る経緯については、前章第二節「姉妹參籠」にて詳しくみたが、「銅細工娘の段」においては、ほとんどの諸本に姉妹參籠の場面絵がある（表1）。つまり、天神に祈り利生を得

るには、社堂への参籠が重要だと強調することにより、天神社堂への参詣が広まることを縁起制作者は企図していたと考えられる。

天神縁起絵巻諸本中、姉妹参籠の場面を最も詳しく描いているのが『荏柄本』である(図2)。他の諸本では社堂の軒下一部を描き、そこに祈請する妹と、僧侶を含む他の参籠者を描いていることが多い。しかし、同本では姉妹のほかに、僧侶を含む他の参籠者を描いていることが注目できる。『荏柄本』の詞書には、荏柄天神社独自の話はないが、この参籠する人々の絵を見た者は、

天神に心さしをいたし、あゆみをはこはん輩は、いかなるのそみかむなしかるへきとそ。

という詞書とあわせて、天神の靈験を蒙るためには、この荏柄天神社殿での参籠がよりいっそう重要であると感じるであろう。

「鎌倉年中行事」によれば荏柄天神社は、室町期には鎌倉公方の保護を受け、足利成氏の時は、正月二十三日の例祭には必ず当社に参詣し、二十五日まで参籠するのが例格であったとされており、参籠が重視されていたことがわかる。また、参籠は参籠起請という鎌倉期、武家社会における裁判立証方法と深くかかわりがある。

参籠起請とは、起請文を書いて宣誓した後、一定期間神社に参籠し、その間に宣誓を破ると認められる特定の現象が生じなければ、宣誓に虚偽なしと認められるものである。<sup>10)</sup>『吾妻鏡』文暦二年(一二三五)閏六月廿八日条では、宣誓を破る現象(起請の失)として、鼻血を出すことなど他八カ条が挙げられている。<sup>11)</sup>

また、参籠の場所は、鎌倉では荏柄天神社であった。一方、京都にお

いては、『吾妻鏡』仁治元年(一二四〇)十二月十六日条にある、

一諸神社神官并神人等令書起請時、於他社、不可書由事。

於京都、令書者、不嫌自他社、於北野、可書也。

という記事にみるように、参籠の神社として、他社の神官といえども北野社が指定されていた。このことから、天神の靈験を蒙るための手段として、天神社への参籠が重視され、天神信仰における布教・教化の役割を担っていたと考えられる。

## 第二節 天神縁起と忠孝

御成敗式目(以下「式目」と略す)は、貞永元年(一二三二)、北条泰時が定めた鎌倉幕府の基本法五十一カ条である。貞永式目とも呼ばれるこの法律は、日本最初の武家法とされ、頼朝以来の先例や武家社会の道理を基準とし、御家人の権利義務や所領相続等について規定されている。式目には、忠孝という道理が武家社会において最も重視されていたことを示す規程がある。以下に紹介する。<sup>12)</sup>

第十八条「所領を女子に譲り与ふるの後、不和の儀あるによつて、その親悔い還すや否やの事」は、所領を女子に譲り与えた後に不和の儀があった場合、その親が悔い還すことができるかどうかという規定である。

まず冒頭の部分で、「右、男女の号異なるといへども、父母の恩これ同じ。」と、女子といえども男子と同様に父母の恩は重きものであるとしている。当時の明法家が主張する「女子への譲与は悔い還さない」という法令を盾にして女子が、父母に対する不孝の所業を行わないよう「不孝の罪業を憚るべからず」と戒めているのである。さらに、「女子もし

向背の儀あらば、父母よろしく進退の意に任すべし。」と、親への反抗があれば女子であろうとも親の判断で悔い返しができると規定している。こうした戒めにより、

これによって、女子は讓状を全うせんがために忠孝の節を竭し、父母は撫育を施さんがために慈悲の思ひを均しうせんものか。

と、女子といえども日頃から忠孝をつくすべきであり、そのことによつて、父母は男女の別なく所領を讓るであらうとしている。

天神縁起「銅細工娘の段」においても、

おほよそ天神を信仰申さむ人はまつ忠孝をさきとして、(中略)祈請申さむことは、時日をめくらさずして、万願成就せむことうたかひあるへからず(『佐太文安本』)。

と述べられ、天神の靈験を蒙り万願成就となるには忠孝をつくすことが第一であるとしている。

忠孝とは、忠と孝、すなわち主君に対する忠誠と、親に対する誠心の奉仕を意味する。また、臣下としての義務を尽くすことと、子としての義務を尽くすこともある。

式目第十九条「親疎を論ぜず、眷養せらるる輩、本主の子孫に違背する事」は、武家社会の主従関係における所領讓与に関する規程である。

ここでは、従者と主人との関係において、

右、人を憑むの輩、親愛せられば子息の如く、しからずばまた郎従の如きか。ここにかの輩、忠勤をいたさしむるの時、本主その志に感歎するの余り、或は充文を渡し、或は讓状を与ふるの処、

と、他人の保護を受けようとする者、すなわち従者は、親愛されれば子

息のように扱われ、或いは郎従のように扱われたとされる。そして、忠勤すれば主人はその志に感歎し、充文や讓状によつて所領を給与したのであった。

こうして主人より恩給を受けたにもかかわらず、他人への贈与物は悔い返し得ないという法理を主張することに対して式目は、

和与の物と称して、本主の子孫に對論するの条、結構の趣はなはだ然るべからず。

と和与であると主張し、本主の子孫と所領について争うことを厳しく戒めている。

そして、恩顧に在り付こうとして、子息の如き儀をとつて、しかも郎従としての礼をもつて接したにもかかわらず、争うことがあるならば、

或は他人の号を仮り、或は敵對の思ひをなす。たちまち先人の恩顧を忘れ、

と子息として讓与を受けたのではなく、かといつて、郎従として恩給されたものでもない主張して本主の子孫と争うことは、「たちまち先人の恩顧を忘れ」ることになると戒めているのである。

このように本主の子孫に違背した場合は、既に讓り得た所領は本主の子孫に与えられるという規程である。

こうした規程に見られるように中世武家社会においては、忠勤と恩を重視する思想が窺える。

天神縁起「銅細工娘の段」においては、天神の靈験により姉妹が北野社で有忠に出会うこととなった。そして、姉は有忠の北の方に、妹は宮仕となつて幸福を得た。このように身を変えたるごとく榮えたのは、

忠孝の志ねんころなるによりて、感應ありて、守りさいはひ侍けるとなり(『スベンサー本』)。

と託宣し、忠孝の志があつたからこそだと天神縁起は人々に説いているのである。

《参考》他の諸本では、

・御託宣は、忠孝の志ねんころなるによりて、感應ありて、守りさいはひ侍けるとなり(『佐太文明本』)。

・かの御託宣にも、我身のうれいはさる事なれども、おさなき身のほどにて、孝養の志ふかきによりて、たちどころに感應ありとぞしめし給ひける(『建保本』)。

・御託宣には、孝養の意ねんころなるによりて、感應ありて、まもりさいわうへしとそありける(『弘安本』)。

・母の孝養の心さしふかきによりて、感應ありて、我まほりはく、むへしとそおほせられける(『伊保庄本』)。  
としている。

式目第二十二条「父母所領配分の時、義絶にあらずといへども成人の子息に譲り与へざる事」は、父母が子へ所領を相続する際の規程である。

当時の武家社会においては、

その親、成人の子をもつて吹挙せしむるの間、勤厚の思ひを励まし  
労功を積むの処、

と元服をすませた子に対し親の代官として公事を勤めさせたり、幕府に出仕させて奉公の労を重ねさせた結果、幕府に推挙していたものである。

しかし、

或は継母の讒言に付き、或は庶子の鍾愛により、その子義絶せられずといへども、たちまちかの処分に漏る。

と継母の讒言を取り入れたり、若年の子を溺愛した場合、功勞を積んだにもかかわらず、兄は所領を譲り受けられなくなる。これでは、経済的にも困窮し、立ち行かなくなってしまうこととなる。

このような場合の救済策として、知行する所領が無い兄にも、嫡子となつた子の所領の五分一は充て給うことを規定したものである。

ところが、こうした救済規程においても、  
そもそも嫡子たりといへども指したる奉公なく、また不孝の輩においては、沙汰の限りにあらず。

と当時の武家社会は、不孝の者に対しては厳しい態度で臨むものであつたことが読み取れる。

こうした武家社会の心得となつた御成敗式目を制定するにあたり、北条泰時が弟重時に宛てた消息がある<sup>13)</sup>。これには、

詮ずるところ、従者主に忠をいたし、子親に孝あり、妻は夫にしたがはゞ、人の心の曲れるをば棄て、直しきをば賞して、おのづから士民安堵の計り事にてや候とてかやうに沙汰候を、京辺には定めて物をも知らぬ夷戎どもが書きあつめたることよなど、わらはるゝ方も候はんずらんと、憚り覚え候へば、傍痛き次第にて候へども、かねて定められ候はねば、人にしたがふことの出来ぬべく候故に、かく沙汰候也。

と述べられている。ここでいう、「従者主に忠をいたし、子親に孝あり」とは、忠孝のことである。こうした道理を、

関東御家人・守護所・地頭にはあまねく披露して、この意を得させられ候べし。且は書き写して、守護所・地頭には面々にくばりて、その国中の地頭・御家人ともに、仰せ含められ候べく候。これにもれたる事候はゞ、追うて記し加へらるべきにて候。あなかしく。

と、関東の御家人、守護・地頭に知らしめ、武家社会の規範としようとしたのであった。

天神縁起「銅細工娘の段」においても、

おほよそ天神信仰申さむ人は、まづ忠孝をさきとし、是非をわきまへ、正直を存じ、慈悲の心ふかくて人をたすけ、民をやすくして、なにごとにもどりをそむかず、祈請申さんことは、とき日をめぐらさずして、まん願成就せんこと疑あるべからず。

とあり、天神の靈験を仰ごうとする人は、第一に忠孝に励まなければならぬとしている。

そして、是非をわきまえて正直であることだとする。さらに、慈悲深く人を助け、民を安らかにして、道理にそむかないことが肝心であり、そうすることによって、全ての願いが成就するのであると人々に説いているのである。

これは、前掲の消息の根底にある思想と全く同じである。この消息の年次は貞永元年（一二三二）とされており、『建保本』の成立は序文の詞書から建保年間（一二三三～一二一九）とされているため、成立は天神縁起の方が先であるが同時期のものといえる。天神縁起の制作者は、天神信仰の布教・教化において、武家社会に当時浸透していた道理を利用することで、武家社会での天神信仰の伝播を意図していたのではない

だろうか。

ところで、同じく天神縁起靈験譚である「西念往生の段」は、西念（『建保本』においては念西）という僧が、臨終正念往生極楽の定日を知るため、熊野那智山に参籠するも、その事を知るには北野社に参籠すべきとの示現を蒙り、北野社に参籠し祈請することによって、天神の夢告を蒙り、年頃の願望どおり念仏往生を遂げたという話である。

念仏者念西が、熊野那智山における示現により北野社に参籠し、天神の教導により念仏往生を遂げたとされることは、天神信仰が熊野信仰、念仏信仰をも包摂しようとしたものだといえる。<sup>14</sup>

こうしたことは、天神縁起制作者が天神信仰の布教・教化面での対象を、中世武士層に狙いをつけていたことの表れと考えることができる。熊野信仰は、東国を中心とした武家層の間に次第に浸透し、地方から武士、主として地頭級武士が参詣した。しかしながら、熊野という立地的悪条件を克服して、参詣・参籠するには、経済的にも大きな負担があったと予想される。北野社においては、京の都という立地的好条件を備えており、地方武士の大番役等での上洛という機会を得ることもあったと考えられる。

天神縁起「西念往生の段」において、熊野には「臨終正念往生極楽」という能力に限界があり、それが北野社にて祈願すれば叶うという、熊野側の保障を強調することにより、熊野信仰者も天神信仰に流れることが予想できる。在京の折に機会を得て、地方への勧請が進むという効果を天神縁起制作者が期待したのではないだろうか。また、地方武士という、殺生を日常とする人々にとって、天神の利生が「念仏による往生」

ということであれば、さらに大きな布教・教化の効果に結びついたとも考えられる。

銅細工の娘である姉妹は、天神の靈験により大国の受領である有忠と出会うことで幸福となった。受領とは、平安時代以降、任国に赴いた国司の最高責任者を指すものであり、官人である。やがて国司そのものを指すようになった。天神縁起が普及した中世においては、有忠を在地における裕福者として御家人、守護・地頭とも置き換えることが可能である。そういった点では、天神縁起は、武家社会の至福にも対応していたのである。

以上のように天神縁起は、人々に対し、日々の忠孝という生き方を実践すれば幸福を得ることができる、ということを意識させていたのである。この天神縁起によって語られた、北野社での参籠が忠孝に結びつくことによって天神の利生、すなわち幸福を得られるという構図が、天神信仰の展開であった。

### 第三節 天神縁起と報恩

天神縁起「銅細工娘の段」姉妹参籠の場面において、姉妹は天神に對し、

ねがはくは天満天神あはれみをたれ給て、人となる身となし給ひ、  
は、の孝養はうおんをもいたすほどの利生をあたへおはしませ『建  
保本』。

と亡母の孝養報恩を望んだ。

報恩とは、仏、祖師、親などの恩に報いるために、法事・布施・礼拝

などをすることを意味する。

『平家物語』巻第二「教訓状」には、<sup>15)</sup>「まづ世に四恩候。天地の恩、国王の恩、父母の恩、衆生の恩、是也。」と、恩には父母の恩のほか、天地の恩、衆生の恩、国王の恩があるとす。また、同じく巻第二「烽火之沙汰」では、

悲哉君の御ために奉公の忠をいたさんとすれば、迷慮八万の頂より猶たかき父の恩忽に忘れんとす。痛哉不孝の罪をのがれんと思へば、君の御ために既不忠の逆臣となりぬべし。

と、重盛は君である法皇と、父である清盛との板挟みとなり進退これ窮まってしまった。

ここでは中世の思想の根幹として、国王の恩と同様に父母の恩が重いことを強調しているのである。不孝、つまり親に背くことは、不忠、つまり逆臣に同じであるとし、どちらも重罪であるとしている。

一方、日蓮の著述においても同様に孝養の心、すなわち孝心が説かれている。『報恩抄』は、日蓮の師であった道善房が死去したため、亡き師への報恩の志から、その菩提を弔い、法華の法門をもって回向に擬するため撰述されたものであった。ここでは、日蓮が文永十一年(一二七四)五月に鎌倉を進発し身延山に入山したときのことを、

同五月の十二日にかまくらをいで、此山に入れり。これはひとへに父母の恩・師匠の恩・三宝の恩・国恩をほうぜんがために、身をやぶり、命をすつれども、破れざればさてこそ候へ。

と語っており、入山の目的が父母の恩を始めとした報恩のためであったとしている。<sup>16)</sup>

同じく「忘持経事」は、建治二年（一二七六）三月、身延から日蓮が富木常忍に宛てたとされる書状である。<sup>17)</sup>

これは、亡母の遺骨を奉じて身延の日蓮を訪ねた常忍が、その帰りに持経を忘れたので、日蓮が使いをもって届けさせた時に付した書状である。法華経の帰依者として本来なら、常忍は日蓮に厳重な誠告を受けるところであったが、彼の日ごろの堅固な信心を知る日蓮は、持経は忘れても法華経の信心までも忘れたわけでない、次のように述べている

我が頭は父母の頭、我が足は父母の足、我が十指は父母の十指、我が口は父母の口なり。譬へば、種子と菓子と、身と影との如し。教主釈尊の成道は浄飯・摩耶の得道なり。吉占師子・青堤女・目捷尊者は同時の成仏なり。かくの如く観ずる時、無始の業障は忽ちに消え、心性の妙蓮は忽ちに開き給ふか。しかる後、随分に仏事をなし、事故なく還り給へりと云々。

これは、常忍が熱心に亡母供養の仏事を行ったという孝心に対して、親子同時成仏を説いたものであった。

また、同じく日蓮の消息文である「南条殿御返事」は、北条一門の縁故者といわれる南条兵衛七郎の妻子にあてた消息で、供養の品々をあげてその功德を説き、大橋太郎の故事を示し、孝養の志と法華経を信用する功德が述べられたものである。<sup>18)</sup>

は、いわく、をのをやまでらにのほする事は、をやのけうやうのためなり。佛に花をもまいらせよ、経をも一巻よみて孝養とすべしと申せしかば、いそぎ寺にのほりて、いえ、かへる心なし。晝夜に法華経をよみしかば、よみわたりけるのみならず、そらにをほへて

ありけり。

ここでは、法華経を読むこと、すなわち親のために仏事を行うことが孝養であると強調している。

こうした亡親への仏事を説くものとして、『平家物語』巻第十二「緇之沙汰」では、

源二位片瀬河まで迎におはしけり。それより色の姿になりて、泣々鎌倉へ入り給ふ。聖をば大床に立て、我身は庭に立って、父のかうべをうけとりたまふぞ哀なる。(中略)新なる道場を造り、父の御為と供養じて、勝長寿院と号せらる。

と語られ、頼朝は父義朝のために廟堂を建立したとしている。一方、『吾妻鏡』文治元年（一一八五）八月三十日の記事は、

二品御素意偏以孝為本之処、未盡水菽之酬、而平治有事、嚴閣夭亡給之後、以毎日転読法華経、被備没後追福、

と、亡父の供養のために毎日、法華経を読んでいたとする。

これらの史料から読み取れることは、中世武家社会において、亡父供養の仏事を重視していたことである。

天神縁起「銅細工娘の段」においても同様に亡親への仏事が強調されている。

天神の利生方便によりて、この女大国受領の北方となりて、子孫繁昌し家門栄耀にほこりて、父母の至孝、思のことくにとけ、堂塔をつくり、佛事法事をいとなみて、のちには発心出家して、往生極楽の本意をとけてけり（『弘安本』）。

天神の利生方便によって大国の受領の妻となった姉が、その後も子孫

繁昌し家門栄耀となったのは、天神に命をかけて願った「父母の至孝」を遂げたからこそだと説明する。それは、父母のために「仏事法事を営んだ」ことによる利生であったことを、天神縁起靈験譚は人々に説くのである。

### おわりに

以上、本稿においては、中世以降、盛んに制作された寺社縁起の代表作である「北野天神縁起絵巻」について、靈験譚「銅細工娘の段」を中心に考察した。父母の孝養報恩を説く「銅細工娘の段」にみえる靈験譚の成立と展開の意味を検討することで、中世武家社会に北野社(天満宮)が鎮守神として受容されたことの背景に「忠孝」の強調があったことを明らかにした。

第一章では、『建保本』・『荏柄本』を中心に①姉妹虐待、②姉妹参籠、③姉妹受福、の各場面の内容について紹介した。銅細工の娘である姉妹が、継母による虐待から逃れ、北野社に参籠することによって、大国の受領である有忠と出会い幸福となる物語が、天神の利生であると説く天神縁起制作者の意図を考えた。

姉妹の唯一の願いは、亡母への孝養報恩であった。この願いは叶わぬのであれば、命を召せと天神に要求する命がけの参籠によって、天神の感応を得て至福の身となったのである。天神の利生方便によって父母の至孝を遂げた姉妹であるが、大国の受領の妻と宮仕の身となり目出たく榮えて、仏事・法事という善根を積むことができ、それが往生極楽へつながることを人々に説いたのが、靈験譚「銅細工娘の段」であった。

第二章では、「銅細工娘の段」で強調される忠孝が、中世武家社会において重視されていた道理であったことを論じてみた。

『御成敗式目』・『平家物語』に強調される忠孝という道理は、天神縁起「銅細工娘の段」において、「おほよそ天神信仰申さむ人は、まづ忠孝をさきとし、」と強調されていた中世武家社会の根幹をなす思想であった。また、「銅細工娘の段」で強調される亡親への供養としての仏事・法事は、『吾妻鏡』・日蓮の著作、消息においても強調される儀礼であった。

このように天神縁起「銅細工娘の段」は、中世武家社会において、孝養報恩のための仏事・法事という儀礼が、種々の善根となり往生極楽につながるという念仏信仰の上で成立し、忠孝の強調により天神信仰が展開したのである。

ここで強調しておきたいのは、中世人の願いである至福に対する救済として、当時最も身近な関係であった親子関係を対象として説かれていることである。孝養という日々の実践を、仏事という儀礼を例に、「至孝を遂げ、至福の身となる」ことこそが、天神の靈験によるものだということを説いたのが、「銅細工娘の段」に練り込められた仏教思想だったのである。

### 〔注〕

(1) 今堀太逸『本地垂迹信仰と念仏―日本庶民仏教史の研究―』第一章「北野天神縁起にみる本地垂迹信仰の展開」(法蔵館、一九九九年)。

(2) 本論文で検討した天神縁起諸本における「銅細工娘の段」の詞書、場面絵の有無について(表1)にまとめた。詞書、場面絵の引用は表中に注記した。



- (3) 真保亨『北野聖廟絵の研究』（中央公論美術出版、一九九四年、二三頁）。  
 (4) 真保亨『絵巻 北野天神縁起』日本の美術4（至文堂、一九九一年）。  
 (5) 以下、注記のない詞書は『建保本』のものである。

(6) 『荏柄本』の「銅細工娘の段」の詞書本文。

白河天皇御宇承保二年西七条に、貧き銅細工ありけり。女子二人もちたりけり。二十四許にて母わつらひけるに、此子共をねんころに糸惜しく思て、おとこに返々契申様、あなかしこ。此子共のありつかん程、継母にみせ給なとなく／＼申て、はかなくなりけり。おとこ契おきし事をわすれて、その年幾程なくて妻をなんまうけたりけり、いまも昔もなさぬ中のならひにて、此継女をあなちちにくみけり、四五日物をたにもくわせずなんして、いのちをたゝんとなんしけり。

人の気色もうらめしくおもひて、姉妹北野に参てこもりにけり。夜ひるなみたをなかしして、天神たすけさせ給へとうれへ申て、うせにし母に孝養報恩をもせぬ程の身ならば、いのちをめせと申ける程に、御詫宣あらたにて、参あひこもりたりける。播磨守有忠おとろきて、姉をよひよせてこのゆへをきゝて、やかて妻にしけり。妹をは宮仕させける程に、宮うみまいらせて、目出さかへて父母の孝養思さまにそし侍ける。御詫宣には孝養の心さしねんころなりとて、感應ありて我まほりさいわうへしとそ仰られける。およそ天神に心さしをいたし、あゆみをはこはん輩は、いかなるのそみかむなしかるへきとそ。  
 北野の御利生によりて、此むすめ播磨守の御前になりて、思のま、さかへて、父母のために堂塔をつくりて、後には出家して発心の心にちうして往生をとけてけり。

- (7) 東洋文庫『神道集』（平凡社、一九六七年、三〇頁）。  
 (8) 新日本古典文学大系54『室町物語集 上』（岩波書店、一九八九年）。  
 (9) 『角川日本地名大辞典』第一四巻 神奈川県（角川書店、一九八四年）。  
 (10) 佐藤進一『新版古文書学入門』（法政大学出版局、一九九七年、二二二頁）。

(11) 『吾妻鏡』の引用は新訂増補国史大系本による。

(12) 御成敗式目の引用は、日本思想大系二『中世政治社会思想 上』に

よる。以下、原文を掲載しておく。

◇第十八条「讓与所領於女子後、依有不和儀、其親悔還否事」

右男女之号雖異、父母之恩惟同、爰法家之倫雖有申旨、女子則憑不悔返之文、不可憚不孝之罪業、父母亦察及敵對之論、不可讓所領於女子歟、親子義絶之起也、教令違犯之基也、女子若向背之儀、父母宜任進退之意、依之、女子者為全讓狀竭忠孝之節、父母者為施撫育均慈愛之思者歟、

◇第十九条「不論親疎被眷養輩、違背本主子孫事」

右憑人之輩、被親愛者如子息、不然者又如郎從歟、爰彼輩令致忠勤之時、本主感歎其志之余、或渡充文、或与讓狀之處、称和与之物對論本主子孫之条、結構之趣甚不可然、求媚之時者、且存子息之儀、且致郎從之礼、向背之後者、或假他人之号、或成敵對之思、忽忘先人之恩顧、違背本主之子孫者、於得讓之所領者、可被付本主之子孫、  
 ◇第二十二条「父母所領配分時、雖非義絶、不讓与成人子息事」

右其親以成人之子令吹拳之間、勵勤厚之思、積勞功之處、或付繼母之讒言、或依庶子之鍾愛、其子雖不被義絶、忽漏彼處分、佗際之条非抛之至也、仍割今所立之嫡子分、以五分一可充給無足之兒也、但雖為小分於計充者、不論嫡庶、宜依証跡、抑雖為嫡子無指奉公、又於不孝之輩者、非沙汰之限、

- (13) 前掲書(12)三九―四〇頁。  
 (14) 前掲書(1)五〇頁。  
 (15) 『平家物語』の引用は新日本古典文学大系本による。  
 (16) 日本思想大系一四『日蓮』（岩波書店、一九七〇年、二九〇頁）。  
 (17) 前掲書(16)二四六―二四八頁。  
 (18) 兜木正亨校注『日蓮文集』（岩波書店、一九六八年、九六頁）。

(うえぞの たかひろ 文学研究科日本史学専攻修士課程修了)

(指導…今堀 太逸 教授)

二〇一〇年九月二十八日受理

表1 天神縁起諸本（成立年代順）

	分類	諸本名	成立	銅細工娘の段					所蔵（伝来）
				詞書	場面絵				
					姉妹 虐待	病母 死去	姉妹 参籠	姉妹 受福	
1	甲	建久本（詞書のみ）	1194年	—	—	—	—	—	北野天満宮
2	甲	建保本（詞書のみ）	1213年	①	—	—	—	—	（神宮文庫）
3	甲	承久本	1219年	②	—	—	—	—	北野天満宮
4	丙	正嘉本（詞書のみ）	1258年	②	—	—	—	—	高槻市上天満宮
5	丙	弘安本	1278年頃	②			○		北野天満宮ほか分蔵
6	乙	津田本	1298年	②	○		○	○	津田天満宮
7	丙	松崎本	1311年	②	○		○	○	防府天満宮
8	甲	荏柄本	1319年	②	○		○	○	前田育徳会（鎌倉）
9	甲	平久里本	14世紀半	③	○				平久里神社（千葉）
10	丙	根津本	14～15世紀	④	○		○	○	根津美術館
11	乙	伊保庄本	1403年	④	○		○	○	出光美術館（播磨）
12	甲	杉谷本	1419年	④		○	○	○	杉谷神社
13	甲	菅生本	1427年	④		○	○	○	菅生神社
14	甲	佐太文安本	1446年	④	○		○	○	佐太天満宮
15	甲	佐太文明本	1479年	④		○	○	○	佐太天満宮
16	甲	スペンサー本	15世紀末	④		○	○	○	ニューヨークパブリックライブラリー
17	乙	光信本	1503年	④	○		○	○	北野天満宮
18	丙	宮内庁六巻本	室町時代	④	○		○	○	宮内庁三の丸尚蔵館

※1 詞書○番号は引用文献を示す。

- ① 『北野誌』地巻（『北野文叢』巻十五）
- ② 真保亨『北野聖廟絵の研究』（中央公論美術出版、1994年）
- ③ 仏教芸術80
- ④ 須賀みほ『天神縁起の系譜 研究・資料編』（中央公論美術出版、2004年）

※2 場面絵○は絵巻における絵の存在を示す。

※3 場面絵の引用は須賀みほ『天神縁起の系譜 図版編』（中央公論美術出版、2004年）による。